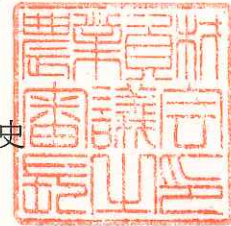


22資審第23号  
平成23年1月14日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

農業資材審議会長 土肥 一史



飼料の公定規格の改正について（答申）

平成23年1月14日付け22消安第7757号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料の公定規格の改正の可否について

飼料の公定規格の備考の3の規定に基づく可消化養分総量等の別表を一部改正すること（別記）は、適当と認める。

## 暫定値に係る告示改正(案)

てん菜糖液ジスチラーズグレイン、てん菜糖液・小麦ジスチラーズグレイン、玄米ジスチラーズグレインソリュブル、でん粉かす(キャッサバでん粉かす)、発酵脱皮大豆油かす、加糖エクストルーダー処理脱皮大豆油かす、全卵酵素分解物の別表への追加

原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗白たん質	粗脂肪	可窒素無物	粗繊維		
2. そうこう類 (ぬか類又は製造かす類であつて、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
てん菜糖液ジスチラーズグレイン	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	燃料アルコールの副産物であつて、遠心分離機で脱水し、乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚牛	93.3	77.6	—	80	0	94	0	—	
2. そうこう類 (ぬか類又は製造かす類であつて、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
てん菜糖液・小麦ジスチラーズグレイン	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	てん菜糖液と小麦をおおよそ6対1の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚牛	96.3	73.1	—	79	72	74	34	—	
2. そうこう類 (ぬか類又は製造かす類であつて、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
玄米ジスチラーズグレインソリュブル	鶏	92.3	—	3,020	—	—	—	—	59.3	玄米を原料とした燃料用アルコールの副産物であつて、乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚	92.3	79.1	—	72	76	80	37	—	
	牛	92.3	80.5	—	74	87	66	51	—	
2. そうこう類 (ぬか類又は製造かす類であつて、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
でん粉かす (キャッサバでん粉かす)	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	キャッサバいもから得られたものであり、遠心分離機で脱水し、乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚牛	88.1	69.7	—	0	65	94	43	—	
3. 植物性油かす類 (植物性油料原料から搾油したかす類又は植物性たん白質を主成分とするものをいう。)										
発酵脱皮大豆油かす	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	脱皮大豆油かすを枯草菌で発酵処理したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚牛	93.0	80.2	—	92	40	87	98	—	
3. 植物性油かす類 (植物性油料原料から搾油したかす類又は植物性たん白質を主成分とするものをいう。)										
加糖エクストルーダー処理脱皮大豆油かす	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	脱皮大豆油かすにおおよそ25%の乳酸発酵脱脂乳(糖質50%)を加え、二軸のエクストルーダーで処理したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものであること。
	豚牛	94.1	81.2	—	90	15	95	83	—	
4. 動物質性飼料										
全卵酵素分解物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	全卵をアスペルギルス菌及びパパイヤの果実から得られたプロテアーゼで処理したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
	豚牛	93.9	122.1	—	95	89	86	54	—	